

茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業実施要領 新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>第1章～第6章 (略)</p> <p>第7章 小児支援体制整備事業</p> <p>22 小児支援体制整備事業の実施</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 県は現に支援を行っている者に対しては、15歳を超えても小児支援調整検討会議で支援が不要と判断されるまで支援を続ける。</u></p> <p>第8章・第9章 (略)</p> <p>附則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 事業は、<u>平成32年6月</u>を目途として、ジフェニルアルシン酸のばく露に係る者の症候及び病態の解明の状況を勘案し、その全般について検討を行うものとし、環境省が検討会の意見を聴いてその目的を達成したと認めたときに終了する。</p> <p>4～7 (略)</p> | <p>第1章～第6章 (略)略)</p> <p>第7章 小児支援体制整備事業</p> <p>22 小児支援体制整備事業の実施</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第8章・第9章 (略)</p> <p>附則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 事業は、<u>平成29年6月</u>を目途として、ジフェニルアルシン酸のばく露に係る者の症候及び病態の解明の状況を勘案し、その全般について検討を行うものとし、環境省が検討会の意見を聴いてその目的を達成したと認めたときに終了する。</p> <p>4～7 (略)</p> |

※ 様式の変更は省略。